

新任・ブラッシュアップ研修

日時：令和6年8月29日（木）午後1時30分～午後3時25分

場所：KOCO・ジャム2F 多目的室

テーマ①：「報酬改定及び支給決定基準等について」

講師：千田 孝一 氏（国分寺市障害福祉課事業推進係係長）

配布資料：「新任・ブラッシュアップ研修レジュメ」（障害者福祉課事業推進係）

1. 計画相談支援作成に関する手続き等の見直しについて

相談支援事業所連絡会や基幹相談支援センターが行った相談支援事業所訪問等で、質問や意見をいただいた報酬改定及び支給決定基準について、国分寺市障害福祉課事業推進係千田係長より、今年度の改定の内容、それ以外でも変更になった点等、配付資料を基に説明を行った。

① セルフプランから計画相談への移行について

以前は、セルフプランを受入れても更新のタイミングまで請求できない状況が発生するという課題があった。しかし各事業所にセルフプランの受入れをお願いする中、市として改善すべきと考え、サービス等利用計画を作成した場合は、更新月を待たず、サービス利用支援費および初回加算の請求を認めると変更した。

どの時点で計画を立てるのは各事業所の判断とし、関係者会議等、計画を立てるために必要な支援を欠かさずお願いしたい。

② 障害福祉サービス等の申請書および計画案の提出

これまで障害福祉サービス等の更新時に必要な申請書および計画（案）の提出期限を別日で設定していたが、分かりにくいとの声を受け、期限を遅い方（計画案）の期日に統一することとした。

また、8月発送分の更新書類からセルフプランの方全員へアンケートを実施し、やむなくセルフプランとなっているかどうかの調査を行う。現在、新規計画相談を希望する方に関して取組を開始した段階ではあるが、今後どこかの時点で既存のセルフプランの方で、希望する方には計画相談がつけられるように進めていきたい。アンケートの実施自体は、各事業所に影響がないようにしている。

③ 地区担当の連絡

以前は電話のみで対応していたが、日程調整であればメールでも受け付けることとした。その際には、メールの件名に担当者名をいれていただき、個人情報とは特定できない範囲の内容で送信していただきたい。また、担当者が不在にしていることもあり、即時の対応が難しいこともあるため、その点は理解を頂きたい。

市役所の電話がつながりにくい事態についてご迷惑をおかけしているが、新庁舎へ移

転後は各係に直通番号が付与され電話の回線数自体も増える予定である。それまで何卒ご容赦いただきたい。

2. 計画相談支援に関する加算について

いずれも算定の要件や、1月の回数限度等を確認いただきたい。この場合は請求できるのか等、疑義があれば事業推進係にご相談いただきたい。

- ① 集中支援加算
- ② 医療・保育・教育機関等連携加算
- ③ 遠隔地訪問加算

3. 受給者証に記載されている加算等について

利用者の方からの質問があった時に説明できるようにしたいとの意見もあったため、主だった加算3点について、今回制度改正等における変更点を含めた説明を行った。

① 個別サポート加算

今回の改定を受け、児童発達支援においては大幅な変更があり要件が厳しくなった。放課後等デイサービスについては、以前からの個別サポート加算が、二つに枝わかれした形となった。

② 医療的ケアスコア

③ 重度障害者支援加算

今回の報酬改定で対象者要件の変更があり、主な3点に関する説明および受給者証に記載されている係数に関し抜粋して説明を行った。

4. 一般就労との就労系障害福祉サービスの利用について

一般就労中の障害のある方が就労系の障害福祉サービスを利用できることが、今年度から法令上でも位置づけられた。サービス活用により就労の広がりや継続を維持し、少しずつでも一般就労を推進していけるような仕組みづくりを国も考えている。

5. 新高額障害福祉サービスについて

以前要望があったため、資料を用い説明を行った。なお、申請に関しては市から対象とな

る可能性のある方へ案内を行っている。

6. 緊急入所保護事業について

緊急入所保護事業について、改めて利用要件の確認と説明を行った。

【意見、質問等】

- ・ 国分寺市の新高額障害福祉サービスについて、文書で具体的に示していただき良かった。要件の他、市から案内が届くこと、連絡が2年後になることも理解した。相談支援専門員及びケアマネジャーも知らないという声を聞いていた。介護保険への移行に関する会議など、その場で説明していただくと助かる。厳しい要件であっても、制度の中身が分かっていたら確認しやすいため、早めに案内をしていただきたい。
- 対象か否かは市で予め把握できるため、65歳移行時に市から説明することについては実際に検討していきたい。これまで申請の対象となりそうな方の実数は少ないが、対象の方には早めにお知らせしていきたい。

- ・ 申請書の送付時期について、市から申請書が送られてくるのは2カ月前ということで理解して良いか。
- ご理解の通りである。障害支援区分更新の場合は3カ月前となっている。有期限のサービスの方は誕生日でない月に満了を迎えるため、そこも含め、誕生日に限らず、有効期間満了の2カ月前とご理解いただきたい。

以上。

新任・ブラッシュアップ研修

テーマ②：「サービス等利用計画の書き方について」

講師：小杉 理 氏（地域活動支援センターつばさ）

配布資料：「サービス等利用計画・障がい児支援利用計画」（様式 2-1）

「週間計画表」（様式 1-2）

「申請者の現状（基本情報）」（別紙 1、別紙 2）

第 4 回の相談支援事業所連絡会にて、計画相談に関する書類の書き方に迷う等の意見があった。今回はその意見を受け、地域活動支援センターつばさの小杉氏（主任相談支援専門員）より普段意識している点等について、資料を基に解説を行った。

1. 申請者の状況（基本情報） ※別紙 1。

- ・ 概要欄は人生の物語。利用者の人生がわかるようストーリー仕立てにしている。読む人が見やすく、どのような経緯で現在に至ったかわかるように気を付けている。利用者のひととなりに加えて、さまざまな苦労やアプローチ等、具体的なエピソードがある場合はそれも添えている。
- ・ 文量は、その方の年齢や状況によって異なり、量そのものは気にしなくても良い。また新規の方は情報量が少ないため、付け足していく形にすると良い。
- ・ 利用者の状況の家族構成、社会関係図は、関係の深さで線を変える等、工夫している。
- ・ 生活歴は、ライフイベントを追いやすいため、時系列で箇条書きにしている。
- ・ 医療の状況は聴き取れる範囲で記載している。
- ・ 利用者の主訴は、ストレートな思いや気持ちが伝わるように、本人の言葉や表現をなるべくそのまま書くようにしている。
- ・ ポイントを押さえてしっかり書いておくことで情報提供書として活用でき、新規インテーク時にも活用できる。
- ・ 利用者本人からどれだけ聴き取れるか、アセスメントが重要となる。

2. 申請者の現状（基本情報）【現在の生活】 ※別紙 2。

- ・ 主な日常生活の活動を記載し、補足的に現況を細かく書いている。利用者がどのような 1 週間を送っているのかがわかりやすいように心がけている。

3. サービス利用計画・障がい児支援利用計画について ※様式2-1。

- ・利用者及び家族の生活に対する意向の欄は、利用者の視点で100文字要約を意識している。利用者の過去や現在を押さえ、未来への意向を時系列に記すと、利用者だけでなく支援側も考えが整理でき、理解しやすくなる。
- ・援助方針については、利用者がなっていると良い状態を記載している。短期目標の期間は3から6カ月後、長期目標は1年から2年後としている。
- ・総合的な援助の方針には、長期と短期の目標を達成するために、相談支援専門員の視点で具体的な支援目標と支援方法を記載している。
- ・優先順位のポイントとしては、①くらし・生活、②仕事・日中活動、③健康・医療（厳密には計画相談ではないが連携をする必要があるため）の3本柱を軸に書くこととまとめやすい。資料にあるケースの場合、④として将来的に自立した生活を送れるような提案を行っている。
- ・自宅に利用計画を壁に貼っている利用者もいる。どこの機関が関わっていて、それぞれの担う役割、支援による目標を意識することで、利用者自身も将来的に自立した生活へ意欲を持つことができる。

4. サービス等利用計画・障がい児支援利用計画【週間計画表】 ※様式1-2。

- ・大部分が別紙1と同じ内容。最下段の、サービス提供によって実現する生活の全体像の欄は、福祉サービス利用のための一番のポイントと捉えている。持続的に地域生活を送れるよう、福祉サービス利用によって期待される効果を相談支援専門員の視点で作成している。

5. 全体を通して

- ・相談支援専門員の価値は計画の価値であると考えます。文章の量が1行でも2行でも支給決定してくれると思うが、相談支援専門員の仕事の価値としても、貴重な税金を使っていると考えた時に、きちんとしたものを作りたいとの思いがある。
- ・利用者のモチベーション維持のためや、何か新しいサービスの利用時に、情報提供書として利用できる。
- ・わかりやすく利用者の実情や人物像が相手に伝わるものを作成しておく、それにより相談支援専門員としての仕事の価値も上がり、ひいては、利用者の方の支援にもプラスになると考えている。ぜひ参考にさせていただき、書くときに何か迷った場合には、本日解説したことを思い出していただければと思う。

6. 国分寺様式における補足

- ・ 地域生活支援センタープラッツ毛塚氏より、国分寺様式の書式について補足解説があった。
- ・ 国様式にある（別紙1）基本情報の概要は、国分寺様式では生活歴の欄に含まれた形となっている。分量としても比較的少なくなっている。
- ・ （別紙1）のサービス申請する理由の欄は項目立てされシンプルになっている。サービス利用することで望まれる効果の欄は、（様式2-2）のサービス提供によって実現する生活の全体像と同じであっても差し支えない。
- ・ 生活歴をきちんと聞き取り、過去のことを把握した上でアセスメントをとることは、現在の各課題を浮き彫りにし、未来を見据えた計画を立てるために重要である。またこのような記録のポイントを心に留めておくことで、多少の書式の違いがあっても適切に落とし込むことが可能であり、市民の方のためになると思う。

7. 計画（案）と本計画の署名について、相談支援事業所の工夫例。

継続作成の方でサービス内容も長年変わらない場合、面談で現状把握することは前提であるが、計画（案）作成時と本計画作成時の署名のために何度も面談する事が双方で負担となる場合がある。その際に以下の工夫で負担を減らすことができる。

- ① 本計画を1枚作成し、利用者の署名をもらい、原本は相談支援専門員の手元にとっておく。
- ② 原本から1枚コピーを取って、タイトルの計画の後に（案）と手書きし、これを計画（案）として市に提出する。
- ③ 支給決定がおきる。
- ④ 手元に残してある原本のコピーをとり、本計画として市に提出する。

⇒署名が1回で済む方法として参考にして欲しい。

8. その他、質問意見等

- ・ 計画（案）と本計画に署名いただくことはそれほど苦ではないが、国分寺様式で計画案の日付を記載する欄があり、国様式のものだと日付を記載する欄がないため、同様にできるとありがたい。

→ 日付は空欄にして署名いただいている。計画（案）はその計画に署名いただ

いた日を手書きし提出。また本計画の提出時には、その空欄になっている部分に受給者証の交付日を書いていただくようにしている。

→ 以前、連絡会の中で日付欄を空欄にする話があったが作業が遅れていた。国分寺様式の書式を改訂し、お知らせする。

- ・ モニタリング期間月が特定できない記載がみられるため、モニタリング時期が明確に分かるような記載を意識していただけるとありがたい。

以上。

